

第12節 災害備蓄物資等整備計画

第1項 備蓄物資等の整備

第1項 備蓄物資等の整備

《 基本方針 》

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄、または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

《 計画目標 》

1. 備蓄物資計画

防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備するよう検討する。

検討する備蓄計画については、以下の内容が考えられる。

- (1) 食糧等
- (2) 生活必需品等
- (3) 医薬品等
- (4) 仮設住宅等

2. 段階的な備蓄

- (1) 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進する他、次の段階的な備蓄を推進する。

- 1) 事業所、住民等での備蓄
 - 2) 流通在庫備蓄
 - 3) 協定の締結による備蓄、調達
 - 4) 応急対策従事者のための備蓄
- (2) 事業所、住民等での備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報誌や防災マップ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

- (3) 流通在庫備蓄

- 1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が困難な被災者に対して速やかに食

糧の供給ができるよう、市は公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。

- 2) 市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。なお、要配慮者への対応も考慮する。
- (4) 応急対策従事者のための備蓄
- 効果的な長時間の対策が行えるよう、日頃から応急対策従事者のための食糧、飲料水の確保に努める。

3. 備蓄物資の運用

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄を進め、平常時から活用方法と無理・無駄のない運用を検討しておく。